

既登録者の研修内容・新たに追加する 試験項目について

改正通訳案内士法

- 改正通訳案内士法により、これまで通訳案内士として登録を受けた者は、観光庁長官が実施する研修を受講しなければならない。

改正通訳案内士法（抄）

附 則

（通訳案内士法の一部改正に伴う経過措置）

第3条（略）

- 2 施行日前に旧通訳案内士法第五条の規定による通訳案内士試験（以下この条において単に「通訳案内士試験」という。）に合格した者は、新通訳案内士法第五条の規定による全国通訳案内士試験（以下この条において単に「全国通訳案内士試験」という。）に合格した者とみなす。
- 3 **次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官が実施する新通訳案内士法第六条第二項第五号に掲げる科目に関する研修を受けなければならない。**
 - 一 前項の規定により**全国通訳案内士試験に合格したとみなされた者であって、新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けたもの**
 - 二 第六項の規定により新通訳案内士法第十八条の規定による**全国通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者**
- 4・5（略）
- 6 この法律の施行の際現に旧通訳案内士法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けている者については、新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士法の登録を受けた者とみなす。
- 7～11（略）

本 則

（試験の方法及び内容）

第6条（略）

- 2 筆記試験は、次に掲げる科目において行う。
 - 一～四（略）
 - 五 通訳案内の実務**
- 3（略）

既登録者の研修受講義務の位置づけ

- 通訳案内士試験については、通訳案内士の質を高める観点から、新たに「通訳案内の実務」に関する科目を追加。
- そのため、今後の試験においては、外国語や日本地理、日本歴史、産業・経済等に関する一般常識の知識のほかに、「通訳案内の実務」に関する知識も問われることになる。
- 一方、既に登録を受けている通訳案内士についても、新たに追加された「通訳案内の実務」に関する知識を補う必要がある。

【参考】通訳案内士制度のあり方に関する検討会】（平成26年12月～平成29年3月）

○中間取りまとめ（平成28年10月）

1.（2）試験制度のあり方

（今後の対応）

通訳案内士の質の維持・向上の観点から、通訳案内士の現場で求められる知識等を問う方向で試験自体を見直すべきである（例：訪日外国人旅行者の生活習慣や価値観、二一ズ、旅程管理、災害時対応等）。

○最終取りまとめ（平成29年3月）

1.（2）試験制度のあり方

（中間取りまとめを受けた対応と今後の方針）

改正法案において、試験科目に「1. 外国語、2. 日本地理、3. 日本歴史、4. 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識」の現行4項目に加え、「通訳案内の実務に関する項目」を追加することで、旅程の管理に関する基礎的な項目や外国人ごとの生活文化への対応、災害発生時等における適切な対応などについて、試験において問うように法律上明記すべきである。

その際、日本地理、日本歴史、一般常識、通訳案内士実務の各項目については、出題範囲をリスト化すること等によりできる限り明確にし、内容が重複しないよう留意するとともに、それぞれの科目の配点のバランスについても考慮するようにすべきである。

試験内容で問うこととなる「通訳案内の実務」について(たたき台)

- 「通訳案内の実務」に関する知識について、例えば以下の内容が考えられるのではないかな。

1. 実務において求められる知識

① 旅程管理の基礎知識

交通、食事、宿泊先の対応など、フルアテンドの旅程管理に関する基礎知識

② 危機、災害時対応に関する基礎知識

体調不良や災害発生時など、緊急対応時に関する知識

2. 関係法令に関する知識

通訳案内の実務に関する関係法令の知識について、例えば以下の法令が考えられる。

【関係法令】

- ・ 通訳案内士法
- ・ 旅行業法
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）
- ・ 道路運送法（貸切バスの安全基準）

- 試験の出題範囲・内容は、今後さらに検討。
- 研修内容についても、この内容で検討を進めることとしてはどうか。

実務において求められる研修(案)

旅程管理の基礎知識

旅程管理に関する知識について、一般社団法人日本旅行業協会では以下の内容で研修を実施している。

研修科目の内容	研修形態	研修時間
旅程管理業務に関する科目 (基礎・国内旅程管理業務関係)		計 13h
①国内旅行管理業務に関する知識 ・旅程管理業務を行う者の責務と役割 ・旅行開始前及び旅行終了後の業務に関する知識 ・集合時刻及び集合場所の設定及び指示に関する知識 ・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・旅行に関する保険の手続きに関する実務処理能力その他本邦内の規格旅行に係る旅程管理業務に関する実務処理の能力	講義	9.5h
②国内旅行に係る事故処理・対応 本邦内における安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理能力	講義	3h
③バリアフリー旅行に関する知識	講義	0.5h
④ 1 及び 2 の修了テスト	試験	(1h)

このうち、主要な項目・内容を選定し、今回の研修内容として構成。

危機、災害時対応に関する基礎知識

危機、災害時対応に関する研修について、例えば以下の内容が考えられる。

○SAFETY TIPS

自然災害の多い日本において訪日外国人旅行者が安心して旅行できるよう、平成26年10月から観光庁が提供を開始した外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ。対応言語は5言語（英語・中国語（簡体字/繁体字）・韓国語・日本語）で国内における緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した避難フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。

○外国語対応可能な病院

○インバウンド向け旅行保険

○AEDの使用方法等の救急救命措置

上記を踏まえ、既登録者に求める研修内容については、これを基に研修内容を作成することとしてはどうか。

研修の受講方法(案)

1. 受講方法

受講方法：通信研修やe-ラーニング研修など

遠隔地や時間的に制約のある通訳案内士が容易に受講できるように、e-ラーニングによる研修等を開講（期間限定）し、自宅や職場など好きな時間に受講を可能とする。

※但し、eラーニングによる研修受講が難しい方のために、年数回、関東・中部・近畿の3カ所程度で座学による研修を実施。

2. 研修時間

受講者の負担を考慮し、1日（4～5時間）程度の研修時間とする。

【時間配分】

- ・実務において求められる知識 2.0h
- ・関係法令に関する知識 2.0h
- ・効果測定 0.5h～1.0h

6. その他

○研修受講の情報

研修受講状況については、登録情報検索システムに反映。

○非受講者への対応

非受講の状況については、登録情報検索システム上に明示するとともに、未受講者に対して早期に受講するよう促す。（非受講者への罰則は法令上設けていない。）

3. 費用

研修受講に係る費用は無料。

4. 適用除外

一般社団法人日本旅行業協会等が行っている旅程管理研修を受講した者（旅程管理業務取扱管理者など）については、「実務において求められる知識」の内、旅程管理の基礎知識に関する研修受講を免除することができる。

5. 周知方法

- ・各通訳案内士団体や主要旅行業者等に文書、メール等で周知。
- ・通訳案内士登録情報システムにて登録されたメールアドレスにお知らせ
- ・観光庁、各運輸局、都道府県HP等で情報提供。

研修受講のスケジュールについて

	～H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	
既登録者	<p>改正法施行</p> <p>都道府県に登録した者 又は 旧試験に合格した者</p>	<p>経過措置研修 (観光庁が実施)</p>	<p>施行後、5年以内に定期研修を受講</p>			<p>受講を分散化</p>		<p>以後、5年ごとに定期研修を受講</p>			
				<p>定期研修</p>	<p>定期研修</p>	<p>定期研修</p>			<p>定期研修</p>	<p>定期研修</p>	
全国通訳案内士		<p>新試験に合格 (新たに登録)</p>	<p>以後、5年ごとに定期研修を受講</p>					<p>定期研修</p>			
			<p>新試験に合格 (新たに登録)</p>	<p>以後、5年ごとに定期研修を受講</p>				<p>定期研修</p>			
				<p>新試験に合格 (新たに登録)</p>	<p>以後、5年ごとに定期研修を受講</p>					<p>定期研修</p>	